

## 一般社団法人川崎市商店街連合会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款に定めがあるもののほか、会員に関する必要な事項を定めることにより、業務の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とする。

### (入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（別紙第1号・2号様式）を提出しなければならない。

### (会費)

第3条 本会の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費の額は、正会員を構成する会員数に800円を乗じて得た額を年会費とする。
- (2) 賛助会員の年会費の額は、入会の申込み時において会長が定めるものとする。

### (会費の徴収方法)

第4条 年会費は原則として分割とし、請求に基づき納入するものとする。

- 2 正会員の年会費は、地区商店街連合会ごとに納入するものとする。

### (退会)

第5条 本会を退会しようとするときは、退会届（別紙第3号様式）により届け出なければならない。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。